

第百七十一回国会
衆議院
文部科学委員会
議 録 第 八 号

(二五三)

平成二十一年四月二十四日(金曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 岩屋 毅君

理事 木村 勉君 理事 佐藤 鍊君

理事 馳 浩君 理事 原田 令嗣君

理事 茂木 敏充君 理事 小宮山 洋子君

理事 牧 義夫君 理事 池坊 保子君

理事 阿部 俊子君 理事 井澤 京子君

井脇ノブ子君 浮島 敏男君

小川 友一君 岡下 信子君

加藤 勝信君 加藤 紘一君

鍵田忠兵衛君 龜岡 偉民君

谷垣 禎一君 西本 勝子君

萩生田光一君 平口 洋君

福田 峰之君 藤田 幹雄君

松本 洋平君 山本ともひろ君

階 猛君 神風 英男君

田島 一成君 高井 美穂君

土肥 隆一君 西村智奈美君

松本 大輔君 笠 浩史君

和田 隆志君 富田 茂之君

西 博義君 石井 郁子君

日森 文尋君

文部科学大臣 塩谷 立君

文部科学副大臣 松野 博一君

文部科学大臣政務官 萩生田光一君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 小田 克起君

政府参考人 (文部科学省大臣官房長) 森口 泰孝君

政府参考人 (文部科学省大臣官房長) 清水 潔君

政府参考人 (文部科学省生涯学習政策局長) 清水 潔君

政府参考人 (文部科学省初等中等教育局長) 金森 越哉君

政府参考人 (文部科学省高等教育局長) 徳永 保君

政府参考人 (文部科学省高等教育局私学部長) 河村 潤子君

政府参考人 (文部科学省国際統括官) 木曾 功君

政府参考人 (文化庁次長) 高塩 至君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 服部 敏也君

文部科学委員会専門員 佐久間和夫君

委員の異動
四月二十四日
委員 飯島 夕雁君 補欠選任 松本 洋平君

委員 藤村 修君 補欠選任 階 猛君

委員 山口 壯君 補欠選任 神風 英男君

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案(参議院提出、参法第七号)
同日
教育格差をなくし子供に行き届いた教育を求めることに関する請願(松木謙公君紹介(第二〇〇六号))
教育格差をなくし、すべての子供に行き届いた教育をするために私学助成大幅増額を求めることに関する請願(原田義昭君紹介(第二〇九四号))
は本委員会に付託された。

求める意見書(北海道山砂川町議会(第二三二三号))
教育予算の拡充を求める意見書(茨城県八千代町議会(第二三二四号))
高校等授業料の支援措置に関する意見書(金沢市議会(第二三二五号))
臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める意見書(高知県土佐清水市議会(第二三二六号))
臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める意見書(高知県香南市議会(第二三二七号))
は本委員会に参考送付された。

四月十七日

教育予算の拡充を求める意見書(茨城県桜川市議会(第二〇三七号))

世界一高い学費を軽減し、経済的理由で学業をあきらめる若者をなくすことを求める意見書(福岡県大牟田市議会(第二〇三八号))

世界で最も高い学費を軽減し、経済的理由で学業をあきらめる若者をなくすことを求める意見書(福岡県久山町議会(第二〇三九号))

臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める意見書(高知県須崎市議会(第二〇四〇号))

臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める意見書(高知県日高市議会(第二〇四一号))

臨時教員の処遇改善と正規教員の大幅な採用増を求める意見書(高知県大月町議会(第二〇四二号))

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

同日 同日
同日 同日
同日 同日

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

著作権法の一部を改正する法律案内閣提出第五四号)

文部科学行政の基本施策に関する件(外国人学校及び外国人子弟の教育等について)

○岩屋委員長 これより会議を開きます。

文部科学行政の基本施策に関する件、特に外国人学校及び外国人子弟の教育等について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房審議官小田克起君、文部科学省大臣官房長森口泰孝君、生涯学習政策局長清水潔君、初等中等教育局長森越哉君、高等教育局長徳永保君、高等教育局私学部長河村潤子君、国際統括官木曾功君、文化庁次長高塩至君及び国土交通省大臣官房審議官服部敏也君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岩屋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○岩屋委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。原田令嗣君。

○原田(令)委員 自由民主党の原田令嗣でございます。

定住外国人の子供たちの教育を考えるために、おととい水曜日、岩屋委員長を先頭に委員会で、外国人労働者が多い、塩谷大臣の御地元浜松市のブラジルの外国人学校三校を視察してまいりました。本来なら、公立の日本の学校で学んでいる外国人の子供たちの様子も見たいのでありますけれども、残念ながら時間が足りずにできませんでしたが、その点も踏まえて、質問、質疑をさせていただきますと思います。

外国人労働者の中でも南米の日系人の家族、子供たちは平成二年の入管法改正以降急増し、二〇〇一年からは外国人集住都市会議が毎年開かれております。そして、外国人児童生徒の教育問題など、外国人住民との地域共生に向けたさまざまな宣言や提言が行われています。

そうした中で、昨年の秋以降の百年に一度の経済危機に伴い、日本経済を底辺で支えてきた外国人労働者が真っ先に派遣切りをされ失業者が急増している中で、不就学児童の増加が懸念されています。

外国人の子供たちの教育環境が今どうなっているのか、文部省はどのように実態を把握しているのか、お答えいただきたいと思います。

○本曾政府参考人 失礼いたします。

最新の実態調査によれば、平成二十一年二月二日現在でございますが、ブラジル人学校の数は一十九校、人数につきましては、有効回答を得た五十八校のみでございますが、三千九百人と把握しております。

また、昨年十二月から本年二月にかけて、ブラ

ジル人学校の子供たちが約四割減少しております。そのうち、本国に帰国した者が四二％、七百二十二人、次に、自宅、不就学等につきましては、二四・六％、四百二十三人でございました。以上でございます。

○原田(令)委員 三つのブラジル人学校を視察したわけですが、一校は各種学校として認可され、ペルー人の子供たちへのスペイン語教育を行っておりまして、二校は無認可校でありました。

子供たちは、日本生まれの子供もいれば、本国の学校から移ってきた子供たちもいて、日本語ができない子供が大半でしたが、中には流暢に話せる子供もいました。公立学校に入學したものの、いじめに遭ってブラジル人学校に転校してきたという子供の話を聞きまして、外国人教育の難しさを痛感させられました。

授業料はおおむね、およそ三万円前後でありましたけれども、経済危機以降、減免措置を講じている学校も多いということでしたが、失職した父兄が負担できないものではなく、いずれの学校も、昨年暮れからことしにかけて児童数が半減しているというような説明でありました。また、企業などからの寄附も激減し、非常に苦しい財政状態の中で頑張っているという状況がうかがわれました。

ブラジル人学校側から、各種学校、準学校法人として認可を求める声や、企業が寄附を行う際に財政上の優遇措置を受けることができる特定公益増進法人の認可をブラジル人学校に適用してほしいという要望がありました。

一方、浜松市からは、県の認可を受けた外国人学校の運営に対しては、運営費補助を行っているほか、新たに外国人学校に通う生徒への教科書購入費の三分の一補助や外国人学校の日本語教育支援などを始めるという説明を受けました。

こうしたブラジル人学校の要望や地元自治体の取り組みに対して国として対応できることはどんなことがあるのか、その点、お伺いをしたいと思います。

○本曾政府参考人 失礼いたします。
この三月二十七日に第二次の緊急支援プランを発表いたしました。

その内容でございますが、主なものにつきましては、まず、ブラジル人学校等の子供に対する就学援助として、授業料の軽減のための助成や日本語指導等を実施する自治体を対象に、総務省におきまして特別交付税により支援することとしたしております。公立学校への受け入れ円滑化のため、初期指導教室の設置や、外国語が使える支援員を活用した外国人児童生徒の指導等を実施しているところでございます。

以上でございます。

○原田(令)委員 今、ブラジル人学校への授業料の軽減措置とおっしゃいましたけれども、これは、いわゆる各種学校と認定されている学校に限られたものなのでしょうか。

○本曾政府参考人 これにつきましては、無認可の学校も含めて、すべてということでございます。

○原田(令)委員 不就学児童がふえることは、子供本人にとっても、また日本社会の将来にとっても、大きな社会問題になることが想像されます。日本国憲法第二十六条第二項に、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」とありますが、この無償の義務教育は定住外国人には適用されるのでしょうか。

適用されないとしても、定住外国人については、雇用されている企業などとも連携して、日本人児童と同時に就学を促す対策、地域の自治会や民生委員などの協力を得て、不就学児童への働きかけをこちらから積極的に手を差し伸べていく、そういうことが必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○塩谷国務大臣 ただいま、憲法について、義務教育への就学義務がないかということでございますが、外国人がその子供を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合は、国際人権規約等を踏まえて、日本人の子供と同様に無償で受け入れているということでございます。

特に、日本の教育制度や就学手続等について就学ガイドブックを七カ国語で作成しております。また、教育委員会を通じて配付して、特にバイリンガルの相談員あるいは教育委員会に配付し、就学案内・相談等を実施しているところでございまして、外国人生徒への日本語指導の補助に当たって、母国語のわかる支援員の配置等も取り組んでいるところでございます。

今お話しございました企業との連携については、帰国・外国人児童生徒受入促進事業の委嘱地域において、企業と連携した外国人労働者に対する子弟の就学啓発活動や、地域NPOやボランティア団体の協力による就学案内等も取り組んでいる例もあるわけでございまして、今後とも、外国人の子供の公立学校への円滑な受け入れと、地域を挙げての支援体制を整備してまいりたいと考えております。

○原田(令)委員 大臣のお答えにもありましたとおり、私も、日本に定住する可能性のある外国人に対しては、公立学校への就学を保障するという考え方が重要だと考えております。ですから、日系人が働いている企業や派遣会社、そうしたところにも、日本の義務教育という制度を外国人に必ず教える、そして、公立学校への就学を促すようやはり協力してもらおうということが必要だろうというふうに思います。

関連して、日系外国人の子供を地元の公立の小中学校で受け入れる際の問題点や、教員の確保、対応能力、そして二カ国語ができるスタッフの確保など、そうした十分な対策がとれるのかどうか、文部科学省の考えを伺いたいと思います。また、彼らが、小中学校だけではなくて、高等学校などへの進学を目指すような支援も必要ではないかというふうに考えておりますけれども、いかがでございますでしょうか。

○金森政府参考人 外国人の子供が増加する中、公立小中学校での受け入れをめぐる課題といたしまして、日本の学校制度を知らないまま入国する外国人の増加や、就労環境や親の意識の違いによる不就学の外国人の子供の出現、また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加などがござい

ます。このような課題に対応して、文部科学省におきましては、帰国・外国人児童生徒受入促進事業におきまして、就学促進員の活用や教育委員会と関係機関等との連携による就学支援、また、初期指導教室、プレクラスの実施、学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な外国語を扱える支援員の配置などの取り組みを実施しているところでござい

ます。さらに、この事業の委嘱地域におきましては、高校への進学や就職の支援のために、外国人生徒やその保護者への進路説明会の開催、職業安定所の協力を得た就職相談の実施等に取り組んでいる例もござい

ます。また、都道府県によりましては、高校の入学者選抜に当たりまして、外国人生徒のための特別枠を設けたり、試験教科を減らす等の取り組みを実施しているところもござい

ます。今後とも、外国人の子供を円滑に公立小中学校へ受け入れ、高校への進学や就職ができるよう、こうした取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○原田(全)委員 文部科学大臣の諮問会議である国際教育交流政策懇談会の緊急提言を踏まえ、経済危機対策として、定住外国人の子供の就学支援の目玉として、このほど、虹の架け橋教室が計画されているというふうについて伺っていますが、どういった内容であるのか伺いたいと思います。

○塩谷国務大臣 このたびの政策については、昨今の経済状況で、ブラジル人学校の実態調査において、昨年の十二月から本年二月にかけてブラジル人の子供たちが約四割減少している。二四・六％、これは自宅待機あるいは不就学になっている

実態が出てきたわけでございまして、ブラジル人の子供の就学のための対応策として自治体と意見交換等もしております。この景気悪化を背景にした、ブラジル人の学校を退学するというような子供たちの就学の確保が大変大きな問題になってきたわけでござい

ます。このために、自宅待機、不就学等となっているブラジル人の子供が集える教室を設けて、そして、その教室においてまずは日本語の能力をしっかりと指導していく。日本語ができないということとで公立学校への転入をちゅうちょしている子供たちが多いということで、円滑な転入を促進する

ことになるまでの学習の場を提供する等、今後とも、子供を中心とした地域社会との交流の拠点としての機能を持たせるためのそういった施策を実行してまいりたいと思っております。あるいはブラジル人のコミュニティーと地域の社会との交流促進、

そういう観点から、こういった事業を改めて今回始めたいということで今計画しているところでござい

ます。○原田(全)委員 今、大臣も最後におっしゃられたように、地域の子供や住民と触れ合い、そして交流する機会をやはり少しでもふやすことが、子供たちを公立学校へ行かせる一つのモチベーションになるというふう

に考えております。そのために、そういった拠点を、新たな場所を確保することもあるでしょうけれども、できれば学校の空き教室や地域の公民館を利用して、学校、PTA、地元住民の理解を得ながら、ともに触れ合いながらそうした共生が進むようにしてい

ったいただきたいということを強く要望したいと思います。そうした面で文部科学省のぜひ指導力を発揮していただきたいというふうに考えております。

次に、成人の定住外国人に対して、失業したり、職がかわってもいろいろな新たな職にチャレンジできるようにするためには、日本語教育や職業訓練が極めて重要だというふうに考えております。文部科学省の役割と取り組みについて伺いたいと思

います。○高塩政府参考人 文化庁におきましては、平成十九年度から、生活者としての外国人のための日本語教育事業といたしまして、地方公共団体や各地域の国際交流協会、また、NPO法人などが行

います日本語教室の設置や日本語指導者の養成事業に對しまして支援を行っているところでござい

ます。一方、先生からお話しのございました定住外国人の就労の関係につきましては、厚生労働省の方でそれに関する職業訓練というものを担当して

おりまして、同省におきましては、日系の求職者を対象といたしまして、日本語コミュニケーション能力の向上を含む就労準備研修事業を実施いた

しておるといふふうに承知いたしております。私どもといたしましては、生活者としての外国人のための日本語事業の実施に当たりましては、この厚生労働省の職業訓練のための事業と十分な連携を図りまして、定住外国人の日本語教育の一

層の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。○原田(全)委員 ぜひ連携をとって、日本語教育と職業訓練をなるべく一緒にやれるように努力をしていただきたいというふうに思っております。次に、日本人の子供たちへの対策について御質問したいと思

います。この経済危機のために、子供たちが学業の継続や進学をあきらめたりすることがあつてはならないと思

います。やはり、国が責任を持って対策を講じることが何よりも重要であります。政府が策定した経済危機対策では「教育費負担への支援」という項目が入っていますが、経済的理由により修学が困難な学生生徒への支援について、具体的にどのような対策を考えているのでしょうか。

○河村政府参考人 先般取りまとめられました経済危機対策において、「教育費負担への支援」として、

「経済情勢の悪化により修学が困難な学生・生徒に対する授業料減免・奨学金事業等への緊急支援等」が盛り込まれております。具体的内容の詳細については、平成二十一年度補正予算案における措置を政府内部で調整中でござい

ますけれども、まず、現下の経済状況からは、今後三年程度、授業料を滞納したり学業の継続が困難となつたりする高校生がこれまでより増加することを見込み、現在、すべての都道府県で実施している私立高校生の授業料減免措置への補助や奨学金の事業について、国が都道府県に対して新たな交付金を措置することを検討して

おります。これに加え、文部科学省としては、私立大学による授業料減免事業等に対する支援等として、日本私立学校振興・共済事業団による、私立学校に

アメリカは移民国家であり、単純に日本との比較はできないと思いますけれども、定住外国人の中からさまざまな分野のトップリーダーが育ち、世界一の国力の源泉になっています。そして、ケニア出身の父親を持つ、アフリカ系二世であるオバマ大統領を誕生させました。ペルーでは日系二世のフジモリ大統領も生まれています。定住ブラジル人や外国人の子供たちにそうした夢や機会を与えることが、日本の将来にとって大きなプラス

日系ブラジル人のこういう日本での就労、教育の問題というのは、文科省としてもこれまでも把握をされてきたというふうに思ふんです。私、まず最初に、そういう点でいうと、文科省が二〇〇四年にこうした委託調査を発表しておりまして、

實際、浜松を御視察いただいたわけですが、そういった市町村、現場の方が自治体対応が行われて、国がどちらかというとおくれているのが現状だと思っております、それを、特に今の経済状況の中で、緊急対応を含めてしっかりと対応していかねばならぬと考えておるわけでございますして、解決する手段としては、学校経営を安定させることが一つの方策ということで、

ブラジル人学校等の準学校法人立の各種学校への促進を図るための都道府県への働きかけ、また、ブラジル政府との協議を行って、ブラジル政府による学校の認可の促進等を要請してきたところがございます。

さらに、外国人の子供が公立小学校への就学を希望する場合は、国際A規約に基づいて、日本の子供と同じように無償で受け入れていくところがございます。そういった各種施策を推進してきたところでございますが、まだ、今の経済状況の悪化に伴って新たなさまざまな課題が出てきておりますので、授業料の減免あるいは助成、日本語指導等を実施する自治体への交付税の支援等を今予定しているところでございます。しっかりとまた対応してまいりたいと思います。

○石井(郁)委員 一番の問題は、やはりこの調査にもありますけれども、「ブラジル人学校における不安定な財政基盤」、財政基盤の不安定さというふうに思うんです。高額な授業料、生徒数の不安定さ、それが財政状態に反映される、慢性的な負のスパイラルから抜け出せない状態だということがこの中に書いてありました。

そこで私は伺いたいんですけども、地方自治体の方が先行していろいろな取り組みをしているということも一昨日わかりましたけれども、国としてそうした公的な財政支援というのは取り組まれなかったのか、なぜできなかったのかということについてはいかがですか。

○塩谷国務大臣 この問題については、やはり、公的関与のない無認可の外国人学校への国からの公的な財政支援についてであります。憲法八十九条に抵触するおそれがあるということで行われていないわけでございます。この問題は、今後どうするかということの中で、いろいろな外国人学校の問題、あるいは、例えば各種学校等の支援の問題も含めて検討しなければならぬわけでございます。現在、このところ、やはり憲法に基づいて公的支援は行われていない状況でございます。

○石井(郁)委員 しかし、これも現地で伺いまし

たけれども、いろいろな教科書代、自治体などは出しているということもありましたよね。いろいろな形でできることがあるんじゃないかと一つは私は思うんですが、しかし、補助金という枠組みがつくれない以上は国としては出せないということがあるかもしれないけれども、地方自治体としては支援している道は幾つかある。何か、憲法の八十九条を持ち出すのも一つですけれども、現行の中でもできるような支援ということでは、知恵を絞ったのかどうかという問題と、やはり枠組みをつくらない限りこれは無理なんだということなのか、それをぜひもう少し明らかにしていただきたいのが一つです。

現地で、とにかくこの雇用情勢の悪化で、もともと学校が成り立つか成り立たないかという状況に追い込まれているわけですから、事態は急ぐと思うんですよ。二万数千円から四万円という月謝では、とてもこれは本当に大変だろうなというふうに思うし、やはり教育にはいろいろな教材、そのほかお金がかかるわけですから、地方自治体との関係でも、国としてのそういう財政的な支援というのは本当に知恵を尽くしたのかどうかということについて改めて伺いたいと思います。

○塩谷国務大臣 私どもとしても、そういった実態を踏まえて何とか支援をということで、ブラジル人の生徒に対する就学支援とか、特に日本語の能力、これがやはり大きな課題になっておりますので、それに対しての、先ほど質問にあった虹の架け橋教室、あるいはその指導者の派遣とか、そういった形でできる限りの今支援体制を考えているところでございます。これは、今後もある限りのことをやるべく、現場のいろいろな実態把握とともにしっかりと対応していきたいと思っております。緊急対応の場合は、本場に速やかにやらなきゃならぬと思っております。

一方で、先ほどちょっとお話し申し上げましたが、根本的に外国人生徒に対する支援というのはどうあるべきかということもあわせて検討して、憲法問題もお話をさせていただきましたが、そう

いう中で何ができるかということをしつかりと明確にするのは、大変重要だと思っております。

○石井(郁)委員 それは我々立法府にいる者の課題でもあるかと思うんですが、やはり文科省として、あれできない、これできないじゃなくて、もつとできることについてきちんと支援の選択肢というのはをふやすべきだということに私は思います。

もうお話もありましたけれども、ブラジル人学校だけでなく、日本の公立学校に通う子供たちもかなりいらつしゃるという問題なんです。ところが残念ながら、そこで日本語がまだ習得できていない。生活する上では本場にコミュニケーションとして日本語が欠かせないわけですから、そういう問題として、やはりその公立学校でちゃんと学ぶためにも、特別な手だてというの也要るんだろうと思うんです。

その辺で一つ伺っておきたいんですが、日本語指導のために、日本語指導だけじゃないけれども、公立学校に来る外国人の子供たち、ブラジル人の子供たちに特別な支援策としてはどういうことがとられているのか、伺いたいと思います。

○塩谷国務大臣 日本の公立学校へ入学される、就学しているブラジル人の子供たちに対しては、当然ながら、日本語の指導それからやはり生活等の支援も含めて、ブレイクス等の場を設けたり、あるいは、そこに母国語の理解できる支援員を派遣したり、そういった点で今、公立学校においてできるだけ就学しやすいような形を整えるべく努力をしているところでございます。その点については、今度の補正予算でもしっかりとそういった場をつくるということで、明確に今方針を決めて努力をしているところでございます。

○石井(郁)委員 この問題は何か法律をつくらなきゃいけないという話じゃなくて、日本の公立学校に受け入れていくわけですから、公立学校で教員の加配だとかいろいろな体制をつくるということでは、これは国として直ちにできることだろうと思うんです。

しかし、これとて、きのうも伺いましたら、帰国・外国人児童生徒受入促進事業というのを始められたということですけれども、大変遅いですよね。本場に現場が二十一年度の予算額でどのくらい教員が配置されるのか、十分足りているのかどうかということも今後検証をしないかなきゃいけないなというふうに思っていますけれども、それはもう本場に力を入れていただきたいというふうに思います。

もう一点は、今、ブラジル人学校それから公立学校に来る子供たちの話をしましたけれども、そのどちらにも行けない、行っていない、そういう不就学の子供の問題がもう一つあるんです。

この点は、何か聞きますと、公立学校に行つたけれども、なじめなくてやめてしまふ。しかし、ブラジル人学校に行くにはお金が高過ぎて行けないというような話も聞いているんですけれども、そういう子供たちがかなりおられるということについては実態はつかんでいるんでしょうか。

○塩谷国務大臣 今お話をいたしました、ブラジル人学校へ経済的な理由で行けない、あるいは日本の公立学校へもなかなか日本語の能力でなじめないというような不就学の生徒に対して、まず、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカー等の配置によって教育相談体制をこれはしっかりと整えること、また、母国語のわかる支援員の活用を通じて、不就学の外国人生徒を含めその実態を把握しておるわけでございます。さらにこの取り組みを進めてまいりたいと思っております。

特に、不登校の外国人児童生徒に対する対策としましては、教育支援センター、これは、適応指導教室ということでそこに受け入れられたり、特別の教育課程の編成による教育が可能でありますので、その旨を都道府県あるいは市町村の教育委員会に周知して、しっかりと実行を促してまいりたいと考えております。

○石井(郁)委員 これはブラジル人学校に対する調査の中で知ったことなんですけれども、学校を

やめてしまった子供たちの四人に一人は不就学の状態だ。これは九百人ぐらいが不就学ではないかという推計もあるんですね。しかし、ここには、公立学校からやめた子供たちはまだ入っています。

私は、そういう子供たちが全国的にどのくらいに上るのかというのは、これは文科省としてちゃんと把握するべきではないかというふうに思います。そういう実態もつかんだ上でいろいろな対策もぜひ講じていただきたいということを強調したいと思います。

時間になりましたけれども、日系人の多くの方々が日本の製造業を支えてきました。この急速な経済悪化で真つ先に首を切られる、路頭に迷わされている、子供たちがその犠牲にもなっているという状況だというふうに思っています。ブラジルでは日本人と言われた、日本に來たら外国人と言われるのが日系人でございます。

昨年、私はブラジル百周年にも行ってまいりましたけれども、改めてやはり、そういう歴史的な背景も踏まえてこの就労、就学支援ということに日本政府として本当にもっと力を入れるべきだということを強調させていただいて、質問を終わります。

ありがとうございます。

○岩屋委員長 以上で石井君の質疑は終了いたしました。

次に、馳浩君。

○馳委員 外国人学校への公的支援のあり方について、これをテーマに質問をいたします。

そもそも、認可校、無認可校も含めて、外国人学校への公的支援はどうなっているのでしょうか。

○木曾政府参考人 外国人学校への公的支援でございますが、現在、各種学校として都道府県の認可を受けている外国人学校のうち、進学校法人立の各種学校はほとんどにつきましては都道府県から公的支援が行われているものと承知しております。

また、各種学校に認可されていないいわゆる無認可校でございますが、これにつきましては国及び地方公共団体からの学校に対する直接の公的支援は行われてはいないということでございます。

○馳委員 かつて岐阜県が県内の外国人学校に支援をしようとしたことが、文部科学省の指導もあり、結局、学校自体ではなく保護者に支援をすることになりました。

なぜ学校に直接支援できなかったのでしょうか。

○木曾政府参考人 これは一般論としてでございますが、無認可の外国人学校への直接的な支援につきましては、憲法八十九条の、公金その他の公の財産は公の支配に属さない教育施設に支出またはその利用に供してはならないという規定がございますので、そこと抵触するおそれがあるというふうに考えております。

○馳委員 岐阜県のような自治体が直接外国人学校を支援したいとする政策判断について、文部科学省はどう評価しているのでしょうか。これを容認する法的担保が必要だと考えてはいないのでしょうか。

○木曾政府参考人 今般の景気後退により、厳しい経営状態にありますブラジル人学校等につきまして、都道府県がどのような支援が可能かということを検討していただいているということにつきましては、非常にありがたく感じております。

ただ、先ほど言いましたように、憲法八十九条との関係がございます。これらに対する直接的な支援につきましては、法制面あるいは政策面からさまざまな解決すべき問題があるというふうに考えております。

○馳委員 公立の小中学校への受け入れはすることができるといことは、先ほどの質疑、答弁でも理解しておりますが、問題は、公立学校への受け入れの体制が、質と量ともに十分と言えるのかどうかと思います。また、日本の公立学校に入学したものの、その受け入れ体制の不十分さから、外国人学校に入学し直した児童生徒が多

数いることをどう考えているのでしょうか。

浜松市での視察においても、子供たちが直接、ひどいじめに遭って、外国人学校、ブラジル人学校に來ているというふうな声も多数聞かれました。大変、何となく私も、日本人として申しわけないような思いもいたしました。

この状況についての見解をお伺いしたいと思います。

○金森政府参考人 文部科学省におきましては、従来から、公立学校に就学または在籍する外国人児童生徒の支援のために、日本語指導を行う教員等の配置や、日本の教育制度や就学の手続などをまとめた就学ガイドブックを七言語で作成、配付いたしました。また、日本語指導の補助や、学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な外国語が使える支援員等の配置、また、外国人児童生徒を受け入れるためのセンター校の設置などを実施しているところでございます。

外国人の子供を公立学校に円滑に受け入れ、必要な教育を施すためには、まず、日本語指導や適応指導を適切に行うための体制を整えることが課題となつてまいりますが、文部科学省といたしましては、先ほど申しましたような施策の充実によって、公立学校に入学を希望する子供の受け入れをさらに促進してまいりたいと考えているところでございます。

○馳委員 受け入れ体制が十分と言えるのかと私は聞きました。大臣の見解を伺います。

○塩谷国務大臣 現時点でできる限りのことは今努力をしておりますが、いわゆる人的な問題とか細かな指導という点ではまだ不十分な点があるかと思ひます。

今回、急激な経済状況によつて、また公立学校への受け入れというものがより重要な位置づけになつてきておりますので、そういう点で、今後、指導者といえますが、支援員といえますが、そういう人たちがしっかりと確保していかなければなりません。例えば母国語で話ができる支援員等、これはなかなか現実に難しい。ただ、いわゆる

ブラジル人の中でも職を失つた方なんかも採用していくということも考えたり、いろいろな方策を考えて、より充実をしていかなければならない状況だと思つております。

○馳委員 なかなかやはり十分ではないと私も判断せざるを得ない。そう考えると、これは金森局長に御答弁いただければいいと思うんですが、やはり、教育委員会の指導主事とか学校経営者また教職員に対する理解を求めるための研修がより充実されなければいけないと思うんですね。

この研修の体制、ここについて、私は今以上に充実してほしいんですが、その研修について今後どのように取り組んでいくのか、決意も含めて、ちよつと金森局長からお聞かせいただきたいと思ひます。

○金森政府参考人 教員の研修についてのお尋ねでございますが、日本語指導者等に対する研修の実施といたしまして、独立行政法人教員研修センターと文部科学省の共催によつて、外国人児童生徒教育に携わる教員や、校長、教頭及び指導主事などの管理職を対象として、日本語指導法などを主な内容とした実践的な研修を毎年実施しているところでございます。

こうした研修は、各都道府県におきましても必要に応じて実施されているところでございまして、外国人児童生徒の公立学校への円滑な受け入れを進めていくためにも、こうした研修の充実に向けてまいりたいと考えているところでございます。

○馳委員 ここはやはり、大臣にぜひ指導力を発揮していただきたいんですが、学校経営者また教職員に日本語指導の充実だけでは十分ではないと思ひます。

なぜ日系人の子供が日本にいるのか。平成二年に入管法が改正されて、これは政府の判断として受け入れてくるようになった。言葉がちよつと悪くなりましても、やはり労働者として製造現場で必要不可欠で受け入れてきたということの判断なんですよ。

そうした場合に、当然、定住する場合にはお子さんがいるわけで、そのお子さんの教育環境の整備ということでは、政府としてもやはり責任を持って対応していくべきである。こういうふうな大きな政府の判断から考えて、現場の校長は、この地域にも外国人のお子さんがいらっしゃる、受け入れなければいけない。こういった実情を踏まえた研修、外国人の子供がなぜ日本に存在しているのかというその意義を踏まえた十分な研修がないと、日本語を指導するだけではまだ十分ではないと私は思うんですが、大臣のお考えをお聞かせしたいと思います。

○塩谷国務大臣 まさに委員おっしゃるとおりだと思っておりますが、いずれにしましても、我が国としてブラジル人の皆さんをこちらへ受け入れる、それは、日本の経済の状況から、労働力としても日系ブラジル人に対して受け入れを始めたわけでございますから、そのための、これは単に教育だけに限らず、社会保障の面とか労働条件の面とか雇用対策とか、さまざまそういった総合的なことをしっかりと踏まえて、子供の教育をどうするかということもあるわけでして、残念ながら、その点については整備が整わない中でこういう経済危機になったということでございまして、麻生総理も、内閣府官房の方ですか、総合的な外国人に対する対策室を設けて、けさも閣議等でその問題がお話しされました。総合的にしっかりと検討しなきゃならぬと。

これは、中長期的な検討とあわせて、今、緊急的な対応もすべきでありますので、そういった点も含めた教員の研修ということで、やはり時代的背景とか今の経済状況も含めた指導をしていかなきゃならないと考えております。

○馳委員 そこで、この外国人学校に対する公的支援のテーマに戻りますが、外国人学校は、外国人子弟の義務教育段階の教育について補完的な役割を果たしていることになるのではないかと思います。大臣はどうお考えですか。

○塩谷国務大臣 外国人については、その保護す

る子供に憲法及び教育基本法上の義務教育を受けさせる義務は課されていないわけでございまして、外国人が子供を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合は、国際人権規約を踏まえて、日本人の子供と同じように無償で受け入れることになっていくわけでございます。

一方で、例えばブラジル人学校等は、将来母国へ帰国するということを予定している子供が、保護者の需要にこたえて、外国の教育課程に従って、外国人の教育を目的として行っておりますので、日本の公立学校あるいは外国人学校は、それぞれの役割を担っていると考えております。

○馳委員 私は、外国人学校が日本の義務教育の補完的な役割を果たしているというのは、今の大臣の説明からは十分に判断し切れませんでした。しかし、現実はどうなんですか。現実はどうなんですか。浜松に行つて、よくわかりました。

そう考えたときに、経済環境も世界的に厳しい中で、外国人学校の閉鎖とか経営難が現実化している中で、国も外国人学校に一定の支援をすることは、外国人子弟の教育を受ける権利の保障、さらには日本の国益にも資することだと考えておりますが、いかがお考えでしょうか。

○木曾政府参考人 外国人の子供の就学支援を行うことは、ある意味で非常に重要であるという認識はしておりますが、その中で、先ほど出しましたような無認可の外国人学校への支援につきましては、種々の検討すべき課題があるということが一つございます。

そういう中で、文部科学省におきましては、このたびの経済危機対策として、自宅待機、不就学となっている子供がまさに集まれる教室をつくらうということで、定住外国人の子供の就学支援事業を計画しているところでございます。そういう形で支援をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○馳委員 そこで、今の木曾統括官の発言をちょっと逆手にとるようで申しわけないんですけども、無認可の学校に対して検討すべき課題が

あるということを、逆に、我々立法府としてこういう考え方をとればどうかということで申し上げます。

外国人労働者の地方の偏在性、外国人学校が果たす補完的役割のある、なし、程度というのは自治体によりかなり異なるという現実を踏まれば、国が外国人学校に直接支援することは困難でありますし、適当ではないと考えます。つまり、自治体がその自主的判斷により直接外国人学校を支援できるようにして、国は自治体の支援や申請を踏まえて間接的に支援する体制をとるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○塩谷国務大臣 今のお考えは私どもとしてもある程度理解はできるわけですが、いずれにしましても、無認可の学校への支援については憲法八十九条に抵触するおそれがあるということで、この問題はいろいろな観点からしっかりと議論をしていかなければならないと思っております。

それについて今の御提言、例えば、先ほど来お話ししておりますように、外国人、ブラジル人の子供への直接支援とか、いろいろな形で支援を考えていく必要があると思っておりますが、無認可の学校への直接の支援というのは、先ほども答弁申し上げましたが、いろいろなほかの日本人、日本の学校等のことを考えると、一方向的に簡単にはできないと考えております。

○馳委員 つまり、大臣がおっしゃったように、現状では無理なんです。そして、税金の使い道というのはやはり公平性の問題がありますから、ここはやはり乗り越える知恵、また、我々立法府としての取り組みが必要ではないかという観点から、私は先ほどの試案として見解を求めたというところであります。

そこで、私が今申し上げた試案は、現在の外国人学校の果たしている役割とか置かれてる窮状を踏まえての緊急措置という意味で申し上げているんですが、でも、長期的な課題として、外国人学校を日本の学校教育上どう位置づけていくかと

いう大問題が残ります。この問題は、言いかえれば、外国人子弟の受け入れ先について、日本の公立学校の受け入れ体制が十分整備されたとしても、日本の公立学校と外国人学校を共存共榮させて、外国人子弟にとって選択的教育システムとするかどうかという問題でもあります。この点についての大臣の御意見を伺いたいと思います。

○塩谷国務大臣 先ほど私もお話し申し上げましたが、基本的な課題として外国人学校をどう位置づけるかということ、これは中長期的にしっかりと私どもの法的あるいは政策面で整備していかなきゃならぬと思っております。

まず、外国人の子供に対する、いわゆる憲法あるいは教育基本法上の義務というものは課されていないわけですが、公立学校としては、その子が希望すればしっかりと無償で受け入れるということが基本的な考え方として、そして外国人学校については、やはり何年か本國へ帰るということでその国の教育に基づいて行われる、これが両方が両立してしっかりと受け入れ体制が図られれば望ましい環境だと思っておりますので、まずは私どもが一番力を入れなければならないのは、公立学校での受け入れ体制を確立することだと考えております。

○馳委員 実は私たちが視察をした浜松市は塩谷大臣も選挙区でありますし、むしろ我々以上に市民の一員として、外国人の労働者の皆さん、その子供たちが生活されている現場を見て、何らかのやはり手を差し伸べなければ政府として申しわけないという気持ちが一番持っておられるのではないかと拝察いたしますが、いかがですか。

○塩谷国務大臣 おっしゃるとおりでございます。今回、文部科学委員会の皆さん方が視察していただいたことは大変感謝しているところでございまして、実は、浜松市と文部科学省とも、そういう意味では、直接現場と連絡をとりながら具体的な対応を図っているところでございます。

特に、私が先ほどちょっと申し上げましたが、やはり、特に集住都市が直接いろんな対応を

を支援することは可能になるわけですね。

ちなみに、国と国の関係ですから、ちよつとイレギュラーかもしれませんが、例えば草の根無償援助資金などを活用して資金援助することは可能でしょうか。この資金援助という意味は、先ほど申し上げたように、教材とか教員の派遣などなど、あらゆる限りの支援をこういったことで検討し、これは外交上の問題にもなりますので、やはり何らかの支援ができないかとするようないい思いで外務省にお尋ねいたしますが、いかがでしょうか。

○小田政府参考人 お尋ねの草の根・人間の安全保障無償資金協力でございますけれども、これは、開発途上国におきまして、当該国の非政府団体、NGOとか地方公共団体などが実施する社会経済開発事業に対して資金協力を行っているものというわけです。

よつて、この資金を我が国内における経費に充てるということは、これまでも認めていないというところでございます。

○馳委員 我が国内における経費というところを方ではなくて、外国人学校に使われる教材である

とか、指導する教員に対する研修を本国で行うとかにこの資金を有効に使えないでしょうかという間接的なお願いなんですけれども、いろいろな組み合わせで検討はできないものなのでしょうか。

もう一度外務省にお伺いいたします。

現地のNGO団体が、日本の外国人学校でこういう課題があるので、教員研修をしたり、あるいは教材、教科書等、こういったことを支援する、いろいろな活動が含まれると私は思うんですが、外務省、もう一度、ちよつと検討いただけませんか。答弁をお願いします。

○小田政府参考人 お尋ねが、開発途上国において何か準備をするということであれば支援できるのではないかということだと思うんですが、目的

が日本で行われる在日外国人子弟への支援という、活動場所が日本国内ということになりますと、当初申し上げました、やはり開発途上国の社

いろいろな意見もすぐ実行できるかどうかということも判断しなければなりませんので、そんなりと答えが出ない部分もありますので、その点は

御理解いただきと思います。

○馳委員 終わります。

○岩屋委員長　以上で馳浩君の質疑は終了いたしました。

次に、田島一成君。

○田島（一）委員 民主党の田島一成でございます。

先ほど馳委員が、政府開発援助、草の根無償資

金協力について御質問いただきました。私も実は通告をしておりましたので、順序を変えますけれど

ども、今、熱いうちにこの問題をもう一度打たせていただきたいと思います。

もう一度、外務省の官房審議官の方にお尋ねをしたいんですけれども、そもそも、この草の根無

償資金協力の支援規定の中に、日本国内の活動に
対して支援が不可能だという規定はありますか。

○小田政府参考人 草の根・人間の安全保障無償資金協力、そもそもこれはODAでございますの

で、ODAの定義としては、その開発途上国の社会経済開発に資するということになっております。

ので、基本的にその途上国において実施されている事業に充てるといふことだと思っています。

この草の根・人間の安全保障無償資金協力、これは私どもの使い方として、通常の無償資金協力

ですと、途上国政府からの要請を受けて実施するものですが、これについては、先ほども申し上げ

ましたとおり、当該開発途上国のＮＧＯとか地方公共団体とか、いわゆる中央政府でないところか

らの要請も受けて実施はしておりますけれども、あくまでもODAですので、当該国の社会経済開

発に資する事業、こういうことに使い方を限定しているということです。

○田島(一)委員 教育とは、そもそも社会経済開発に資するものだといふふうに私は思います。恐

らく、ここにいらつしやる皆様も、異論を挟まれる方はいらつしやらないというふうに思うわけだ。

あります。

一例を申し上げたいと思います。例えばODA、この草の根無償資金協力で某国へ拠出をしたといったでしょう、NGOに。一例として、学校法人に出したといったでしょう。それについては現行は何ら問題はありませんね。

しかし、その学校が諸外国に分校を持っていた場合、その分校に利用されたことは、これはこのODAの規定から反するというふうにお考えなのかどうか、お答えいただきたいと思ひます。

○小田政府参考人 今御質問のその前提が、まず開発途上国のあるNGOが草の根・人間の安全保障資金協力を、要するに当該国に学校を建てるという目的で要請があった場合、これはもちろんその当該国での事業ですので、それに支援をするということは可能でございます。

仮に、そのNGOがほかの、例えば今議論になっているのは日本ですから、では日本に分校を建てると言われた場合は、その開発途上地域の、国の経済社会開発に寄与するのとかどうかという部分で、やはり慎重に検討しないといけないというふうに思っています。

○田島(一)委員 慎重に検討しなければならぬということ、全くだめだという状況にはないというふうには私は解釈をいたしました。

現に、これまでこの草の根無償資金協力で、こうした直接協力をしたケースから、他の外国のそういった学校の施設であるとかまた教材等々へ流れているケースというのは間々あるはずであります。一つ一つそれをひもといっていく時間がありま

この一文に照らし合わせても、日本のODAに対する内外の理解を深めていくためには、ブラジル人学校に投資をすることはこの目的とする部分に十分に私は沿っているのではないかと思います。また、この「内外の理解を深める」という点では、ブラジル政府、そしてブラジル人学校もあわせて、将来、本国に戻るか日本で居住するかのいかんを問わず、意義あることとして私は受けとめてもいいのではないかとこのように思っています。十分に検討しなければならぬ課題だということに審議官もおっしゃいました。私、どうぞ十分に検討をしていただきたい、その覚悟だけお聞かせをいただきたいと思ひます。

○小田政府参考人 どういう形があるかというのは検討したいと思ひますが、ちょっと私、教育行政そのものには全く門外漢で恐縮なんですけれども、先ほどのいろいろな御議論を聞いておりますと、無認可の学校施設、教育施設に対して国の資金を出すということが大きな問題になっているというふうには先ほど拝聴しておりました。

ODAも国の資金でございますので、どの役所から出ていくかは関係なく、そういう大きな問題というものはかかっているのではないかなと思ひます。そういったことは別として、どういうことがあり得るのかは検討はしたいと思ひますが、基本的にそういう問題もあるんじゃないかなというふうな気はしております。

○田島(一)委員 審議官、誤解しないでいただきたいんですけれども、認可を受けているかどうかというのは日本国内のことであって、例えばブラジル人学校の今問題にしている学校は、それぞれブラジル政府の認可を受けている学校だったりますんでね。つまり、ODAで資金協力をされている国からは学校として認められている、しかしながら、日本の学校の基準に満たないからというような問題で、こうしたさまざまな資金の転用等々ができないのかということ、今申し上げて

いましたから、改めてこの議論を続けてもせんないことでありますので、こうしたODAに対する内外の理解を深めていくことを一つ考えても、私はそういった使いがあってもいいのではないかとこのように考えております。恐らく、先ほど御質問された馳理事も同じ意向だということに思ひますので、どうぞ、与野党問わずにこういう質問があったということだけは十分に省へ持ち帰っていただきたい。そして、次の質問へと移らせていただきたいと思ひます。さて、私は、過日の大臣所信に対する質疑の中でも塩谷大臣にブラジル人学校を初めとする外国人学校のあり方についてお尋ねをさせていただきました。ここで、やはりもう一度、きちっと概念として位置づけを整理しなければならぬと思ひますが、日本にいる外国人の子供たちの教育の考え方でありまして。

もちろん、日本が既に批准しております国際人権条約や子ども権利条約そして人種差別撤廃条約等では、しっかりと外国人また民族的マイノリティーの教育の権利というのを明文で保障されております。つまり、批准をしている日本として

も、この条約にうたわれている外国人、民族的マイノリティーの教育の権利をきちっと保障しなければならぬというのが前提としてあるわけでありまして。

もちろん、先ほど憲法に抵触するというふうな御意見も大臣の口からありましたけれども、しかし、日本に居住するすべての外国人、民族的マイノリティーの教育を保障していくということが何より私は前提なのではないかと思ひます。

今、国際条約等の考え方から、その教育を受ける権利を保障されなければならないということは根本にあるわけでございますが、特に、現在のブラジル人学校は八十六校ありまして、その中で五十校がブラジル政府からの認可を受けているということ、ブラジル人の子供たちの母国語における上級学校への円滑な進学が可能となっているわけでございます。特に比較的短期に帰国する人を対象としておっしゃってございまして、そのために、ブラジルの教育課程に従って自主的に教育を行っていると考えております。

例えば、ほかの国の外国人学校を考えると、このような問題はほばないといひますか、ごく少数であったり、長期、その国の必要性に応じて設立された。例えば日本人学校であれば、日本の労働者が何かということ、日本がしっかりと日本人がそれぞれ設置しているというのが通常の状況である。

しかしながら、先ほど馳委員のお話がありましたように、ブラジル人の場合には、我が国が労働力として日系ブラジル人を特別に門戸を開いて入れてきた経緯があつて、その対応がほかの外国人学校とは違ふのかなという感じがしております。しかしながら、今まで、例えばインドネシア人学校とかそういう学校がある、そこは何の問題もなく本国がしっかりとやっているんです。しかしながら、ブラジル人の場合には、日系ブラジル人として特別に、しかも大勢入れてきた、そういう中で起こっている問題でありますので、これはこれでまた新たに別な位置づけをしていかなければならないのかなという、そんな感じは受けています。

それに対して、日本のいわゆる整備はされていないという状況だと思ひますので、特に最近の経済状況でいろいろな問題が出てきています、それに対してはまた我々としては緊急的に対応しておりますが、いずれにしても、将来的な位置づけをどう考えていくかというのは、改めてしっかりと検討していく必要があると考えております。

○塩谷 閣下大臣 外国人学校につきましては、

ます。

○田島(二)委員 今の大臣の御答弁、もうちょっと平たく申し上げると、将来日本に定住されるのかどうか問題なのかというふうには私は受けとめたわけでありませう。短期間でいずれ帰国される方々がブラジル人学校には多いから、そこで問題があったので、別の考え方でこの問題を取り上げなければならぬ、そういうふうには私は聞こえたんです。

学ばなければならぬ、学ばべき子供たちが、長期間であれば手を打つのか、短期間だったらどうするのかじゃないはずですよ。もう一度、大臣、お答えをください。

○塩谷国務大臣 私が申し上げたのは、例えばインドネシア人学校とかほかの外国人学校は、大体一校とか二校とかという数で、その国がしっかり支援をしながらずっと成り立って、特にこういう問題はない中で来たわけですが、ブラジル人学校の場合は、大量に労働力として日本が受け入れた結果、大勢のブラジル人生徒が出てきたということとで、それへの対応ができていないということとを今申し上げたわけでございます。長期とか短期とかというのは、ただ単に、ブラジル人学校の位置づけとしては、短期で帰る人を対象にして、ブラジルの教育課程で授業を行っているということとを申し上げたわけでございます。

○田島(一)委員 国の教育に対する考え方、認可のあり方がそれぞれ違うわけでありませうから、当然、それに対しての姿勢というものもそれぞれに考えていかなければならない、そのお立場もわからなくもありません。しかしながら、現に条約等で批准をしている外国人として民族的マイノリティーの教育の保障という観点から立つと一刻の猶予もないというような状況にあることを、私たちも過日の浜松での三校の視察でつぶさに拝見してまいりました。

ただ、浜松市内の三校のブラジル人学校を拝見しても、まだ立派な施設、立派な教育をなさっているなという認識を私は持って帰ってきたところ

であります。いわば、学校と呼ぶにはまだまだほど遠い、過日の質問でも取り上げましたが、プレハブ小屋に机を並べただけの、本当に劣悪な教育環境にさらされているブラジル人学校もまだまだあるわけでありませう。これだけ、ブラジル人学校と一くくりをしてもなかなか難しい状況にあることも、大臣も御報告等をいただいているしやると思うんです。

しかしながら、何としてもこのブラジル人学校の劣悪な環境を正していきたい、よくしていきたいという思いの中で、いわゆる各種学校等の認可、設置基準の緩和というものに、これまで文部省そしてまた総務省も取り組んでいただけてまいりました。しかしながら、二〇〇四年の三月に静岡県を初めてとして東海四県が、その後も茨城県や埼玉県、神奈川県がこの各種学校や準学校法人の設置に関する基準を緩和するという手をとってきたわけでありませうが、これでも四十七都道府県の中ではごく一握りでありませう。

生涯学習政策局の通知であるとか、総務省が策定をした地域における多文化共生推進プランは、まだまだ各都道府県においていないという現状が問題にありませうし、その緩和された基準自体も、都道府県によって相当ばらつきがあるところでありませう。

これだけ遅々として進んでいない都道府県における緩和措置の現状について、どのようにお考えになっていらっしゃるのか、そしてどのように対応されていらっしゃるか、お答えをいただきたいと思ひます。

○塩谷国務大臣 今お話があった点でございますが、私どもとしては、準学校法人及び各種学校の認可基準について、その緩和を進めてきたわけでございます。人数等のこと、あるいは施設等のこと、最終的には、それが借り物であってもいいというようなところまで基準を緩和しているところでございます。残念ながら数としては、この間、平成十六年からは約五校が認可になった程度でございますので、今後、もういった緩和した

基準をもう一度徹底して都道府県に周知するところにも、さらに何が必要かということもまた検討して、今後認定できるような状況をできるだけ推進してまいりたいと考えております。

○田島(二)委員 全都道府県、足並みをそろえろと強要できるような立場にないことも承知しておりますが、しかしながら、認可基準を緩和していい都道府県にもこうしたブラジル人学校を初めてとする外国人学校が多数あるという認識からすると、やはり文科省の生涯学習政策局の果たすべき役割はまだまだあるのかというふうに思います。どうぞ、その点、認識を新たにしていきたい、そのことを心からお願ひ申し上げておきたいと思ひます。

さて、もう一方で、公教育における外国人児童生徒の受け入れ問題についての質問に入らせていただきます。現在、公教育の中で、もちろんブラジル人、ペルー人を初めとする外国人の子供も、子供たちも多く学んでいるわけでありませうが、どうしても公教育の中ではさまざまな課題や問題が生じていることは、私も前回の質問の段階で、ブラジル人のいわゆるアイデンティティーを重んじる考え方と、日本人のいわゆる共同学習、共同生活とがなかなか相入れないという問題も提案をさせていただいたところでありました。

そういった中で、それぞれの国の、マイノリティーも含め、外国の文化、暮らし、習慣、こうしたものをやはり理解するという共生型教育の必要性が私は何よりも重要だというふうに思っております。

本当なら、時間があれば大臣にこの必要性についての認識を聞きたかったんですけれども、それはまた次の機会にさせていただくとして、現状、各学校で教壇に立っていただいている先生方が、大学で教員養成課程で学んでいただいていた教壇生活だと思ひますが、実際に教員養成課程においてこうした多文化と共生する教育といったものを学

ぶような機会というのが果たしてあるのかどうか、また、そういったブラジル人であるとかペルー人の子供たちを初めとして、いわゆるスペイン語やポルトガル語といった語学が第二外国語で選択をすることができるような状況にあるのかどうか、お答えできるのがそれぞれかもしれませんけれども、順次御答弁をいただけたらと思ひます。

○金森政府参考人 大学におきましては、地域の必要性に応じ、教員養成課程に在籍する学生が日本語教育や国際理解教育を履修することが重要であると考えております。

こうした観点から、大学におきましては、教員養成課程において、多文化教育論等の科目を開設している例や、教職の意義等に関する科目の中で多文化共生教育について取り扱っている例が見られるところがございます。また、特色ある大学教育支援プログラムを利用して、多文化地域で活躍できる教員の養成を行っている大学もございませう。

今後とも、こうした大学の取り組みの充実を期してまいりたいと考えているところでございませう。

○徳永政府参考人 教員養成の課程認定を受けている大学の中で第二外国語ということでございますが、必ずしもきちんとした統計があるわけではございません。私どもの職員が集計をした限りでございますが、スペイン語を選択できる大学が二百七大学、ポルトガル語を選択できる大学が四十九大学、課程認定を受けている大学でございませう。

○田島(一)委員 語学に関してなんですけれども、スペイン語が二百七大学、ポルトガル語が四十九大学、それぞれ第二外国語として選択できる環境にあるというお答えでありました。

しかしながら、そこを学生たちが選択してくれなければ、せっかくステージを用意しても、意味のないことになってしまうわけでありませう。それぞれ、学生たちが、今教育現場でどのような課題

があるのか、そのあたりを認識し、そしてその必要性を感じて、この第二外国語が選択されるように祈りたいところでありませうけれども、祈るだけでは何ともこれはしようがないところでもありますね。

何か、例えばこうした教育現場において、ポルトガル語やスペイン語の履修が将来教育現場で役に立つというようなことをきちんと伝えたりするようないふ、そういうチャンスというのは大学の中であるんでしようか。

○徳永政府参考人 もとより、外国語の学習というのは、基本的には大学の中で、いわゆる一般教育、そしてさまざまな外国の文化を学ぶためのものとして位置づけられているわけでございます。その意味では、どのような第二外国語の科目を立てるのか、それを学生たちがどのように選択、履修するのかといったことは、本来それぞれの大学の自主性にゆだねているところでございます。

特に、先生御指摘のような形で、いわば教員養成の一環という形で強く意識をするということについては、それはそれとしてまた別の観点での施策ということとは可能だと思っておりますが、こういういわゆる第二外国語というようないふ、そういったことを誘導していくことは、それぞれの大学の自主性に期待をするということだと思っております。

○田島(一)委員 自主性に期待をする、非常に聞こえはいいんですけれども、裏を返せば、任せっきり、ほったらかし、一切文科省からは何もなしという裏返しではないかというふうに私は思います。

ややもすれば、単位が取りやすい選択科目へ流れてしまいがちな昨今の風潮、その中で、教育に対する熱意をできる限り、それぞれのその選択科目においても、学生たちが認識をした上で選択できるような状況を何とかつくれないだろうか、そんな思いが私は改めてしているところでもあります。

スペイン語やポルトガル語を通して、それぞれ

のマイノリティー、外国人の子供たちの心情理解につなげるようなきつかけがとれば、そんな思いからの質問でありますので、どうかそのあたりの御認識もぜひ踏まえていただいて、各大学へそういった質問があったことをぜひ伝えていただくことを心から念じるところであります。

とはいいいながら、語学だけがすべてではありません。それぞれの文化、習慣、そういったものが子供たちの心情を大きく形成している事情もあるわけでありませうから、その外国人の子供たちが何に悩み、何に今大きな課題を考えているのかを考えるには、やはり同じ国籍を持つ方の教育指導、外国人の教員の採用というものがもつと拍車がかればいいのにな、浜松へお邪魔をしたときにもそんなふう感じたところであります。

例えばブラジル人学校にも数多くの、ブラジル国籍を持ち、そしてまた教員免許を持った教師の方々がいらつしやいます。もちろん日本語も御存じの方々であります。ブラジル人学校の中には、そこそそ授業のカリキュラムは午前中で終わってしまふというものが常であったり、また、午後もし居残り勉強されている方もいらつしやるわけであります。が、午後、お願いすれば、そういったブラジル人の学校教員の先生方をブラジル人学校から派遣をしていただいて、公教育の中でいわゆる学んでいける外国人児童生徒の受け入れ校に派遣をするということが、また、ある意味では、もっと効果的な支援が私はできるのではないかとこのように思ふわけであります。

浜松でもブラジル人学校と公立の小中学校との交流をやっているというお話も聞かせていただきましたが、単発的な交流ではなくて、例えば、ブラジル人学校の午後から休校になったその時間帯を公教育の中で派遣をしてもらって、さまざまな相談事業、また言葉の事業等々に教育をしてもらうというようなプログラムを開発すること、また、そういう事業を進めていくにおいて、文科省から助成をしていくというような手だてが私は考

えられるのではないかとこのように思ふんです。が、文科省としてのお考えをお聞かせください。

○塩谷国務大臣 ブラジル人の子供たちへの指導については、何と云っても母国語がわかる指導員が一番重要だと思っておりますが、現在のところ、帰国・外国人児童生徒受入促進事業というところで、その就学促進員あるいは母国語のわかる支援員等を、外国人生徒に対して日本語指導等の補助を行っていたいただいております。今話がありましたブラジル人学校の教師の皆さん方になつていただくことも可能でありますので、この点は、今後そういった活用をして、できるだけお互いの学校で、お互いにいい、子供たちにとつての整備をしていくことが必要だと思っておりますので、今後、具体的に検討してまいりたいと考えています。

○田島(一)委員 ありがとうございました。時間がなくなりましたので、あと一問だけお尋ねをして終わりたいと思います。そもそもこの認可を受けるかどうかという問題を多くの皆さんも御指摘をされましたけれども、では、ブラジル人学校等がいわゆる認可を受けていくそのプロセス、手続をいかに促進していくかという課題があります。残念なことに、このブラジル人学校、それこそムンド・デ・アレグリアは日本人の校長先生でありましたけれども、それ以外ほとんどが、日本語が余り得意ではないブラジル人の方々が校長として学校経営をなさつていらつしやいます。

こうした状況の中で、認可を受けるのであるとかさまざまな手続をしていくにも、残念ながら書類は日本語で書かれており、その手続に要する書類等々も大変膨大な量になつております。簡単に認可さえ受けてくれればいいとこちらが笛を吹いても、そう簡単にその手続に乗れないというような状況があります。また、間接的に行政書士等々に依頼をされるケースもあらうかと思いますが、その経費等々を考えると二の足を踏まざるを得ないというような問題もあります。

許認可を得ることによるメリットというのは、管理をされる側の行政当局側にもあるわけでありませうから、こうした外国人学校の認可の手続等々にかかるさまざまな経費を、認可手続の促進という観点から助成をするというような間接的支援もあるのではないかとこのように思いますが、その点についてどのような御認識か、お聞かせください。

○岩屋委員長 木曽国際統括官、時間が参つておりますので手短かに願います。

○木曽政府参考人 認可申請によるいろいろな申請書類を書く際のその翻訳の問題等々ございませう。これらにつきましましては、地方公共団体と御相談しながら、どういった支援ができるか考えていきたいというふうにも思っております。

○田島(一)委員 地方公共団体それぞれ任せても、これは仕事量が大変膨大になるわけですね。文科省がやはり統一的に、申請書類が全国共通だつたりするわけですよ。やはりそういった無駄や無理を省いていくという取り組みをするのが私は文科省の仕事だと思ふんですね。何でもかんでも地方自治体に任せればいいのかというふうな、こういう姿勢では絶対にうまくいきませう。

今回ようやく初めてこうして集中審議をすることができたけれども、この課題はまだあります。積み残した質問もあります。こういった問題それぞれを、やはり真摯に取り組んで解決していただくことを心からお願ひ申し上げます。私、時間が参りましたので質問を終わります。

○岩屋委員長 以上で田島君の質疑は終了いたしました。

次に、日森文尋君。

○日森委員 私どもの福島県が、昨年の六月の三日に「外国人学校等に関する質問主意書」というのをいたしました。その中で、外国人学校の実態を把握するために調査をすべきではないかというふう聞いておりますが、これに対して政府は、「外国人児童生徒に係る施策を行う上で必要が生じた場合には、その都度、日本語指導が必要な外

国人児童生徒数や一部の地方公共団体における学齢相当の外国人の就学状況等について調査を行うなど、学校基本調査以外の方法による外国人児童生徒等の実態把握にも努めているところである。」と答弁して、一定のデータもあるようである。

しかし、現在、外国人学校が必要としている支援策は、もはやその個別的対策の域を超えた総合的なものではないかというふうに考えているわけである。

そうした観点から、ブラジル人学校、きょうはその集中審議ということなんですが、ただではなくて、外国人の子供たちの就学状況、これを広く網羅的に調査をすべきではないかというふうに思うんですが、これについて御見解を伺いたいと思います。

○木曾政府参考人 現在の実態調査以上の精密な総合的な実態調査をということでございますが、現実問題としましては、調査の費用の問題もございまして、それ以上に、地方自治体側の体制の問題あるいは負担の問題等々ございまして、これも今後の検討課題とさせていただきますというふうに考えております。

○日森委員 ぜひ実施をしていただきたいと思っております。

この間、浜松に行ったときも、浜松市ももちろんブラジル人が圧倒的に多いんですが、それ以外に中国だとか、何カ国ぐらいでしょう、かなりの国の方々がいらつしゃって、公立学校に行っている方が多いのかもしれないんですが、それぞれお子さんがいらつしゃるわけで、そういう意味では、確かにお金の問題、十五兆円の補正が出るという話もちよつと耳にしておりますが、いずれにしてもちよつと大変な話もあるようですね、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

それから、在留外国人には憲法第二十六条というものは適用されない、外国人の子供には就学義務はないということになっているようですが、しかし、我が国が一定の留保条件をつけて批准をした経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約

第十三条というのがあるんですが、この中で教育についての権利というのが明記をされて、我が国に生活する外国人の子供たちに教育の機会を保障するということになっているわけですね。

しかし残念ながら、先ほど来ずっと議論があるように、これが実際にはそうならないというところから、さまざまな問題が生じているわけですね。

外国人の子供であっても、日本の小中学校に行けば給食費以外は無料で学ぶことができるということになっているんですが、先ほど来あるように、いじめの問題とかあるいは文化の違い、アイデンティティーの違いとかいろいろなことがあつて、なかなかそこに行かないで、母国語で教育を受けられる外国人学校に通学している子供たちが大変多いという実態になっていると思うんですが、最初に基本的なことでお伺いしたいんですが、外国人の子供の就学に関して文科省は、公立の小学校に進学してもらうのが基本だというふうにお考えになっているのかどうか。もしそうであるならば、その根拠についてお聞かせいただきたいと思っております。

○塩谷国務大臣 外国人については、先ほどお答え申し上げましたが、その保護する子については憲法及び教育基本法上の義務教育を受けさせる義務は課されておりましたが、外国人がその子供を公立義務教育諸学校へ就学させることを希望する場合は、国際人権規約や児童の権利条約を踏まえて、日本の子供と同様に無償で受け入れていくということでございます。

児童の権利条約規定について我が国では、母国語により教育を受ける権利を保障しているものとは解釈をしております。平成三年に各都道府県は、教育法第一条に規定する学校に在籍する外国人に対しては、課外において、当該の言語や文化等の学習の機会を提供することを制約するものではないという旨を明らかにしているところでございます。

○日森委員 そうすると、日本に在住する外国人の子供たち、児童に対して教育を保障するという観点から文科省は基本方針は現在のところお持ちになっていないということなんですか。どういうところでどういふものをいけば環境整備をしてその教育権をきちんと保障していくんだ、できる限り公立学校に行ってもらふのなら、そこでもちゃんと通訳がいて学べるような状態にしていくなのかと、そうでなければ、違う条件のもとでもしっかりと教育権を保障していくんだという基本方針というのは、定まっていけないことなんですか。

○塩谷国務大臣 外国人の子供たちに対する考え方というのか、このことについては、多分、いわゆる外国人労働者に対する対応とか、そういったこととあわせて我が国としてどうあるべきかということとは、まだ確立されているような状況ではないと思っております。

これについて当然私も、今、こういう状況の中で先ほどお話をさせていただいておりますが、中長期的なあり方を明確にしておく必要があると思っておりますし、緊急対応としては、できるだけ子供たちが学校へ通えるような状況をつくる。これが、日本の公立学校として外国人学校と両立できるような状況が望ましい。

これは、子供の状況から考えますと、長期、これから日本に滞在する場合はできるだけ公立学校で日本になじんでもらう。あるいは短期の場合は、ブラジル人学校等でその母国の教育を受けられる。そういった両立ができれば、我が国としても、いろいろな政策の上でも今課題となっている問題も解決されるのではないかと考えておりますので、今後しっかりと検討してまいりたいと思っております。

○日森委員 公立学校で学ばねばいけないとかいうことはやはり教育上そういうことはできないというのか、やってはいけないことだというふうに思っていますし、そういう意味では、いずれにしても、外国人の子供には母国語で教育を受ける権利とい

うのは当然あるわけで、その権利を保障する義務というのが国際規約や子どもの権利条約などで政府に課せられているという観点から、ぜひ、外国人の子供たちの主体性をしっかりと伸ばしていく、個性を伸ばしていくような、そういう条件を整備するという立場からの基本的な考え方を整理をしていただけたらということをお願いしておきたいと思っております。

それから、これもさつき田島委員さんからお話がありましたので、重複するところは省きたいと思いますが、外国人学校を各種学校として認可する基準を緩和するように促したということになっているんですが、先ほど、人数とか施設だとかいうことが緩和の条件であつたという話を伺いました。しかし、現実には、都道府県単位でこれは十分に受けとめられていない。先ほど御答弁があつたように、五校しかないということになっているわけですね。

そういう意味では、基準を緩和したその緩和の仕方が問題なのか、あるいは緩和をして認可をしないかと言つても、都道府県の側ではお金がないとか人手がないとかいうことではなかなか進まないのか。その都道府県の反応というのは一体どういふことなのか、なぜ進まないのかということについてお答えいただけたら、ありがたいと思っております。

○木曾政府参考人 各都道府県においてその認可基準の緩和が現実に進んでいないんじゃないかというところでございますけれども、都道府県それぞれ置かれた条件といたしますが環境といたしまして、が、あつて、なかなか進んでいないというのが実態だろうと思っております。

個々の理由についてはそれぞれでございますのであれでございますが、いずれにいたしまして、文部科学省としては、各都道府県に対して基準を緩めていただきたいというお願いを続けていきたいと思っております。

○日森委員 お願いを続けるだけではどうしようもなかったという結論が今出ているわけで、そう

いう意味では、その部分はもう少し踏み込んで精査していただいて、実際に都道府県がそういう認可がしやすい条件というのは一体何なのか、お金が必要ならばどう手当てをしようといったのかということについても、かなり真剣に考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っているわけですが。

仮に、そういう認可基準が緩和をされて認可をされたところはそれなりに支援が得られるということなんですが、これも、認可基準の多少の緩和などではどうしようもない小規模校というのもありあるんですよ、私の埼玉にもございますが、そういう学校に対しても当然支援を考えなきゃいけないということになってくるんじゃないかと思えます。

認可されるところはいいいけれども、いや、基準緩和で認可するように努力してくれと言って、五校が十校、十校が十五校にふえるかもしれないけれども、それから漏れちゃうところ、これはかなり差別化されてしまうということにもなると思いますし、ここの辺についてはどんな手だてがあるのか、これからどう検討されていくのか、ちょっとお考えがあったらお聞かせいただきたいと思えます。

○塩谷国務大臣 認可については緩和して促進するということですが、しかしながら、現実なかなか難しいという状況があるわけでございます。いずれにしても、その基準については、ある程度学校であるために必要な基準だと思っております。

しかしながら、なかなかそこまで至らないところについては、当然、ブラジル人学校へ通う子供たちへの授業料の減免とか、あるいは日本語指導、さらには健康診断等、地方自治体が行った場合に総務省よりの特別交付税措置が予定をされておりますので、こういった点で、いわゆるその学校自体のことではなくて、生徒にかかわるような指導等の中でできる限りの支援を考えてまいらなきゃならぬと思えます。

○日森委員 あと三つあるんですが、終わります。

○岩屋委員長 以上で日森君の質疑は終了いたしました。

○岩屋委員長 次に、内閣提出、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。塩谷文部科学大臣。

著作権法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○塩谷国務大臣 このたび政府から提出いたしました著作権法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。我が国の著作権制度については、これまで逐次整備を進めてまいりましたが、文化芸術立国、知的財産立国の実現に向け、一層の充実が必要となっております。

この法律案は、昨今の情報通信技術の一層の進展などの時代の変化に対応し、インターネット等を活用した著作物等の流通の促進や、障害者の情報利用の機会の確保などを図るため、必要な改正を行うものであります。次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、インターネット等を活用した著作物等の利用の円滑化を図るための措置を講ずるものがあります。

昨今の情報通信技術の一層の進展を背景に、インターネット等を活用したさまざまな著作物等の利用形態が可能になるとともに、これに関連する事業が発達してきております。これらの中には、社会にとって有意義であり、かつ、権利者の不利益にならないと考えられるものもあり、著作権法上の位置づけを明らかにすべきとの要請が寄せら

れております。このため、インターネット情報の検索サービスの実施のための複製、美術の著作物等の譲渡の申し出のための複製、国立国会図書館における所蔵資料の電子化のための複製等について、権利者の許諾なく行えるようにする措置を講ずるものであります。

また、過去の放送番組等をインターネット等で二次利用する際に、出演者等の所在不明が原因でこれらの二次利用が進まないとの問題が指摘されております。このため、権利者が所在不明の場合における著作物等の利用を容易にするため、現行の文化庁長官の裁定制度を著作権隣接権にも適用できるようにするとともに、より迅速に著作物等の利用が開始できるように措置を講ずるものであります。

第二に、違法な著作物等の流通を抑制するための措置を講ずるものであります。

インターネット等における著作物等の流通を促進するためには、権利者が安心して著作物等を提供できる環境を整えることが重要であります。このため、著作権等を侵害する行為によって作成された物と承知の上で、その物の頒布の申し出を行う行為を権利侵害とみなすとともに、著作権等を侵害して自動公衆送信されている音楽や映像を録音し、または録画することについて、著作権法第三十条の適用範囲から除外し、権利者の許諾を要することとするものであります。なお、この第三十条の改正については、違法なものを知りながら行った場合に限るとともに、罰則を科さないこととしております。

第三に、障害者の情報利用の機会の確保を図るための措置を講ずるものであります。

技術の進展に伴う障害者による著作物等の利用方法の多様化や障害者の権利に関する条約をめぐる状況を踏まえ、障害者の情報格差を解消していくことが求められております。

このため、障害者のために権利者の許諾を得ず著作物等を利用できる範囲を抜本的に見直し、障害の種類を限定しないこととするともに、デ

ジタル録音図書の作成、映画や放送番組の字幕付与、手話翻訳など、障害者が必要とする幅広い方式での複製等を可能とし、あわせて、障害者福祉を目的とする施設以外でもそれらの作成を可能とするなどの措置を講ずるものであります。

なお、この法律は、一部を除いて平成二十二年一月一日から施行することとし、所要の経過措置を講ずることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○岩屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九節 補償金」を「第九節 補償金等」に改める。

第二条第一項第九号の五イ中「この号」の下に「及び第四十七条の五第一項第一号」を加える。

第二十六条の二第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第六十七条の二第二項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された著作物の複製物

第三十条第一項に次の一号を加える。

三 著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知りながら行う場合

第三十一条中「図書、記録その他の資料」を

「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を」に、「もの(以下この条を)もの(以下この項に改め、同条第一号中「個個」を「個々」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

第三十三条の二第四項において同じ。)を作成する場合に、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができ。

第三十三条第一項中「次条において」を「以下」に改め、同条第四項中「第一項の」を削る。

第三十三条の二第四項中「(同法第二条第五項に規定する電磁的記録をいう。)」を削る。

第三十七条の見出し中「点字による」を「視覚障害者等のための」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者(以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式(視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。)について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にするこ

とその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

第三十七条の二を次のように改める。

(聴覚障害者等のための複製等)

第三十七条の二 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者(以下この条及び次条第五項において「聴覚障害者等」という。)の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であつて、聴覚によりその表現が認識される方式(聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。)により公衆に提供され、又は提示されているもの(当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。)について、専ら聴覚障害者等で当該方式によつては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

一 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を行うこと。

二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に

供するため、複製すること(当該聴覚著作物に係る音声の文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。)

第三十八条第五項中「定めるもの」の下に「及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの(同条第二号に係るものに限る。営利を目的として当該事業を行うものを除く。)」を加える。

第三十三条の二第二項 変形又は翻案

四 第三十七条第三項 翻訳、変形又は翻案

第四十七條の四本文中「第三十一條第一号、第三十二條を」第三十一條第一項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)、第三十二條に、「第三十七條第一項若しくは第二項を」第三十七條、第三十七條の二第二号を除く。以下この条において同じ。に、「第四十一條、第四十二條、第四十二條の二、第四十六條又は第四十七條を」第四十一條から第四十二條の二まで又は第四十六條から第四十七條の二まで、「(第三十一條第一号を」第三十一條第一項に改め、同条ただし書中「第三十一條第一号を」第三十一條第一項に、「第四十一條、第四十二條又は第四十二條の二を」第三十七條第三項、第三十七條の二、第四十一條から第四十二條の二まで又は第四十七條の二に改め、同条を第四十七條の九とし、第四十七條の三を第四十七條の四とし、同条の次に次の四條を加える。

(送信の障害の防止等のための複製)

第四十七條の五 自動公衆送信装置等自動公衆送信装置及び特定送信装置(電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち特定送信(自動公衆送信以外の無線通信又は有線電気

通信の送信で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の用に供する部分(第一号において「特定送信用記録媒体」という。)に記録され、又は当該装置に入力される情報の特定送信をする機能を有する装置をいう。以下この条において同じ。を他人の自動公衆送信等(自動公衆送信及び特定送信をいう。以下この条において同じ。)の用に供することを業として行う者は、次の各号に掲げる目的上必要と認められる限度において、当該自動公衆送信装置等により送信可能化等(送信可能化及び特定送信をし得るようにするための行為で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)がされた著作物を、当該各号に定める記録媒体に記録することができ。

一 自動公衆送信等の求めが当該自動公衆送信装置等に集中することによる送信の遅滞又は当該自動公衆送信装置等の故障による送信の障害を防止すること

二 当該送信可能化等に係る公衆送信用記録媒体等に記録された当該著作物の複製物が滅失し、又は毀損した場合の復旧の用に供すること

三 当該公衆送信用記録媒体等以外の記録媒体(公衆送信用記録媒体等であるものを除く。)

2 自動公衆送信装置等を他人の自動公衆送信等の用に供することを業として行う者は、送信可能化等がされた著作物(当該自動公衆送信装置等により送信可能化等がされたものを除く。)の自動公衆送信等の中継するための送信を行う場合には、当該送信後に行われる当該著作物の自動公衆送信等の中継するための送信を効率的に行うために必要と認められる限度において、当該著作物を当該自動公衆送信装置等の記録媒体

のうち当該送信の用に供する部分に記録することができ。

3 次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるときは、その後は、当該各号に規定する規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を保存してはならない。

一 第一項第一号に係る部分に限る。又は前項の規定により著作物を記録媒体に記録した者 これらの規定に定める目的のため当該複製物を保存する必要があることと認められるとき、又は当該著作物に係る送信可能化等が著作権を侵害するものであること（国外で行われた送信可能化等にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知つたとき。

二 第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により著作物を記録媒体に記録した者 同号に掲げる目的のため当該複製物を保存する必要がなくなつたと認められるとき。

（送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等）

第四十七条の六 公衆からの求めに応じ、送信可能化された情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。以下この条において同じ。）を検索し、及びその結果を提供すること（業として行う者（当該事業の一部を行う者を含む、送信可能化された情報の収集、整理及び提供を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）は、当該検索及びその結果の提供を行うために必要と認められる限度において、送信可能化された著作物（当該著作物に係る自動公衆送信について受信者を識別するための情報の入力を求めることその他の受信を制限するための手段が講じられている場合にあつては、当該自動公衆送信の受信について当該手段を講じた者の承諾を得たものに限る。）について、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行い、及び公衆からの求め

めに応じ、当該求めに関する送信可能化された情報に係る送信元識別符号の提供と併せて、当該記録媒体に記録された当該著作物の複製物（当該著作物に係る当該二次的著作物の複製物を含む。以下この条において「検索結果提供用記録」という。）のうち当該送信元識別符号に係るものを用いて自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該検索結果提供用記録に係る著作物に係る送信可能化が著作権を侵害するものであること（国外で行われた送信可能化にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知つたときは、その後は、当該検索結果提供用記録を用いた自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行つてはならない。

（情報解析のための複製等）

第四十七条の七 著作物は、電子計算機による情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、画像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の統計的な解析を行うことをいう。以下この条において同じ。）を行うことを目的とする場合においては、必要と認められる限度において、記録媒体への記録又は翻案（これにより創作した二次的著作物の記録を含む。）を行うことができる。ただし、情報解析を行う者の用に供するために作成されたデータベースの著作物については、この限りでない。

（電子計算機における著作物の利用に伴う複製）

第四十七条の八 電子計算機において、著作物を当該著作物の複製物を用いて利用する場合又は無線通信若しくは有線電気通信の送信がされる著作物を当該送信を受信して利用する場合（これらの利用又は当該複製物の使用が著作権を侵害しない場合に限る。）には、当該著作物は、これらの利用のための当該電子計算機による情報処理の過程において、当該情報処理を円滑かつ効率的に行うために必要と認められる限度で、当該電子計算機の記録媒体に記録することがで

きる。

第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

（美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等）

第四十七条の二 美術の著作物又は写真の著作物の原作品又は複製物の所有者その他のこれらの譲渡又は貸与の権限を有する者が、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利を害することなく、その原作品又は複製物を譲渡し、又は貸与しようとする場合には、当該権限を有する者又はその委託を受けた者は、その申出の用に供するため、これらの著作物について、複製又は公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。）（当該複製により作成される複製物を用いて行うこれらの著作物の複製又は当該公衆送信を受信して行うこれらの著作物の複製を防止し、又は抑止するための措置その他の著作権者の利益を不当に害しないための措置として政令で定める措置を講じて行うものに限る。）を行うことができる。

第四十八条第一項第二号中「又は第四十条第一項若しくは第二項を」、第四十条第一項若しくは第二項又は第四十七条の二に改める。

第四十九条第一項第一号中「第三十一条第一号」を「第三十一条第一項第一号」に改め、「第三十七条第三項」の下に、「第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同条第二項第一号において同じ。）を加え、「又は第四十四条第一項若しくは第二項を」、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条の二又は第四十七条の六に改め、「の複製物」の下に「次項第四号の複製物に該当するものを除く。」を加え、同項第三号中「第四十七条の二第一項」を「第四十七条の三第一項」に、「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に改め、同項第四号中「第四十七条の二第二項又は第四十七条の三第三項」を「第四十七条の三第二項、第四十七条の四第三項又は第四十七条の五第三項」に改め、同項に次の三号を加える。

五 第四十七条の五第一項若しくは第二項又は

第四十七条の七に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第六号の複製物に該当するものを除く。）を用いて当該著作物を利用した者

六 第四十七条の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第五号の複製物に該当するものを除く。）を用いて当該著作物の自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行つた者

七 第四十七条の八の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を、当該著作物の同条に規定する複製物の使用に代えて使用し、又は当該著作物に係る同条に規定する送信の受信（当該送信が受信者からの求めに応じ自動的に行われるものである場合にあつては、当該送信の受信又はこれに準ずるものとして政令で定める行為）をしないで使用して、当該著作物を利用した者

第四十九条第二項第一号中「第三十一条第一号、第三十五条」を「第三十一条第一項第一号、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項」に改め、「第三十七条第三項」の下に、「第三十七条の二本文」を加え、「同条第二号若しくは第二号」を「同条各号」に改め、同項第二号中「第四十七条の二第一項」を「第四十七条の三第一項」に改め、同項第三号中「第四十七条の二第二項」を「第四十七条の三第二項」に改め、同項に次の三号を加える。

四 第四十七条の六に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物を公衆に提示した者

五 第四十七条の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物の自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行つた者

六 第四十七条の七に定める目的以外の目的のために、同条の規定の適用を受けて作成された二次的著作物の複製物を用いて当該二次的著作物を利用した者

第六十七条第一項中「できないとき」を「できない場合として政令で定める場合」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の裁定を受けようとする者は、著作物の利用方法その他政令で定める事項を記載した申請書に、著作権者と連絡することができないことを疎明する資料その他政令で定める資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

第六十七条の次に次の一条を加える。

(裁定申請中の著作物の利用)

第六十七条の二 前条第一項の裁定(以下この条において単に「裁定」という。)の申請をした者は、当該申請に係る著作物の利用方法を勘案して文化庁長官が定める額の担保金を供託した場合には、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間(裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができないに至つたときは、当該連絡をすることができないに至つた時までの間)、当該申請に係る著作物と同一の方法により、当該申請に係る著作物を利用することができる。ただし、当該著作物の著作者が当該著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の規定の適用を受けて作成された複製物である旨及び裁定の申請をした年月日を表示しなければならない。

3 第一項の規定により著作物を利用する者(以下「申請中利用者」という。)が裁定を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、同項の補償金のうち第一項の規定により供託された担保金の額に相当する額(当該担保金の額が当該補

償金の額を超えるときは、当該額)については、同条第一項の規定による供託を要しない。

4 申請中利用者は、裁定をしない処分を受けたとき(当該処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができないに至つた場合を除く。)は、当該処分を受けた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託しなければならない。この場合において、同項の規定により供託された担保金の額のうち当該補償金の額に相当する額(当該補償金の額が当該担保金の額を超えるときは、当該額)については、当該補償金を供託したものとなす。

5 申請中利用者は、裁定又は裁定をしない処分を受けるまでの間に著作権者と連絡をすることができないに至つたときは、当該連絡をすることができないに至つた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当する額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

6 前三項の場合において、著作権者は、前条第一項又は前二項の補償金を受ける権利に関し、第一項の規定により供託された担保金から弁済を受けることができる。

7 第一項の規定により担保金を供託した者は、当該担保金の額が前項の規定により著作権者が弁済を受けることができる額を超えることとなつたときは、政令で定めるところにより、その全部又は一部を取り戻すことができる。

第七十条第二項中「第七十八条第五項を」第七十八条第六項に改め、同条第五項中「する」との下に「(第七項の規定により裁定をしない処分をする場合を除く。)」を加え、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 文化庁長官は、申請中利用者から第六十七条第一項の裁定の申請を取り下げる旨の申出があつたときは、当該裁定をしない処分をするものとする。

第二章第九節の節名を次のように改める。

第九節 補償金等

第七十一条中「第六十七条第一項」の下に、「第六十七条の二第四項」を加える。

第七十二条第一項中「第六十七条第一項」の下に「第六十七条の二第四項」を、「裁定」の下に「(第六十七条の二第四項に係る場合にあつては、第六十七条第一項の裁定をしない処分)を加える。

第七十三条中「規定による裁定」を「裁定又は裁定をしない処分」に改め、「その裁定」の下に「又は裁定をしない処分」を加え、同条ただし書中「裁定」の下に「又は裁定をしない処分」を加える。

第七十四条の見出し中「補償金」を「補償金等」に改め、同条第三項中「又は前二項」を「第六十七条の二第四項若しくは前二項」に改め、「補償金の」の下に「供託又は同条第一項の規定による担保金の」を加え、「もより」を「最寄り」に改める。

第七十七条第一号中「同じ。」の下に「若しくは信託による変更」を加える。

第七十八条第一項中「記載して」を「記載し、又は記録して」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「交付又は」を「交付」に改め、「閲覧」の下に「又は著作権登録原簿のうち磁気ディスクをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「行なつた」を「行つた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 著作権登録原簿は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第四項において同じ。)をもつて調製することができる。

第八十六条第一項中「第三十条第一項」の下に「(第三号を除く。次項において同じ。)」を加え、「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改め、「第三十七条第一項」の下に「及び第三項、第三十七条の二」を加え、「第四十六条並びに第四十七条

を」並びに第四十六条から第四十七条の二までに「及び第四十二条第一項を」第四十二条第一項及び第四十七条の二に改め、同条第二項中「第三十一条第一号」を「第三十一条第一項第一号」に、「第四十一条 第四十二条又は第四十二条の二」を「第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)、第四十一条から第四十二条の二まで又は第四十七条の二に改める。

第八十八条第二項中「第二項」を「第三項」に、「第三項、第七項及び第八項」を「第二項、第四項、第八項及び第九項」に改める。

第九十五条第十二項中「第七項」を「第八項」に改める。

第九十五条の二第三項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第二百三条において準用する第六十七条第一項の規定による裁定を受けて公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物

三 第二百三条において準用する第六十七条の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物

第九十七条の二第二項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第二百三条において準用する第六十七条第一項の規定による裁定を受けて公衆に譲渡されたレコードの複製物

三 第二百三条において準用する第六十七条の二第一項の規定の適用を受けて公衆に譲渡されたレコードの複製物

第二百二条第一項中「第三十七条第三項」の下に「第三十七条の二第一号を除く。次項において同じ。」を加え、「第四十七条の三」を「第四十七条の四から第四十七条の八までに」、「第四十七条の四」を「第四十七条の九」に、「第四十四条第二項中」を「同条第二項中」に改め、同条第二項中「第三十七

七条の二若しくは」に改め、「規定の下に」又は次項若しくは第四項の規定を加え、同条第七項第一号中「第三十一条第一号」を「第三十一条第一項第一号」に改め、「第三十七条第三項の下に」、第三十七条の二第二号を加え、「又は第四十四条第一項若しくは第二項を」、第四十四条第一項若しくは第二項又は第四十七条の六に改め、同項第三号中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に改め、同項第四号中「第四十七条の三第三項」を「第四十七条の四第三項又は第四十七条の五第三項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項に次の四号を加える。

五 第一項において準用する第四十七条の五第一項若しくは第二項又は第四十七条の七に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて当該実演等を利用した者

六 第六項において準用する第四十七条の六ただし書の規定に違反して、同条本文の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を用いて当該実演等の送信可能化を行つた者

七 第一項において準用する第四十七条の八の規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を、当該実演等の同条に規定する複製物の使用に代えて使用し、又は当該実演等に係る同条に規定する送信の受信（当該送信が受信者からの求めに応じ自動的に行われるものである場合にあつては、当該送信の受信又はこれに準ずるものとして政令で定める行為）をしないで使用して、当該実演等を利用した者

八 第三十三条の二第一項又は第三十七条第三項に定める目的以外の目的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音を公衆に提示した者

第二百二条第七項を同条第九項とし、同条第三項から第六項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第三十三条の二第一項の規定により教科用図書に掲載された著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

4 視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で第三十七条第三項の政令で定めるものは、同項の規定により視覚著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードについて、複製し、又は同項に定める目的のために、送信可能化を行い、若しくはその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

第二百二条の二中「同条第五項及び第六項」を「同条第七項及び第八項」に改める。

第百二条中「設定されている場合について」の下に、「第六十七条、第六十七条の二（第二項ただし書を除く。）、第七十条（第三項及び第四項を除く。）、第七十一条から第七十三条まで並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について」を加え、「あるのは」「あるのは」に改め、「第百条の四」との下に、「第七十条第五項中「前項」とあるのは「第百三条において準用する第六十七条第一項」とを加える。

第百四条中「第二項」を「第三項」に、「第三項」第七項及び第八項を「第二項、第四項、第八項及び第九項」に改める。

第百十三条第一項第二号中「若しくは頒布」を「頒布」に改め、「所持し」の下に、「若しくは頒布する旨の申出をし」を加え、同条第二項中「第四十七条の二第二項」を「第四十七条の三第一項」に改める。

第二百一十一条の二中「又はその」を「その」に、「所持した」を「所持し、又はその複製物を頒布す

る旨の申出をした」に、「又は所持」を、「所持又は申出」に改める。

附
則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、第七十条第二項、第七十八條、第八十八條第二項及び第百四條の改正規定並びに附則第六條の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(視覚障害者のための録音物の使用についての経過措置)

第二條 この法律の施行前にこの法律による改正前の著作権法（以下「旧法」という。）第三十七條第三項（旧法第二百一條において準用する）の場合を含む。）の規定の適用を受けて作成されたた

録音物（この法律による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第三十七条第三項新法第二百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により複製し、又は自動公衆送信送信可能化を含む。）を行うことができる著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に係るものを除く。）の使用については、新法第三十七条第三項及び第四十七條の九（これらの規定を新法第二百二条第一項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（裁定による著作物の利用等についての経過措置）

第三条 新法第六十七条及び第六十七条の二（これらの規定を新法第百三条において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後に新法第六十七条第一項（新法第百三条において準用する場合を含む。）の裁定の申請をした者について適用し、この法律の施行の日前に旧法第六十七条第一項の裁定の申請をした者については、なお従前の例による。

（商業用レコードの複製物の頒布の申出についての経過措置）

第四条 新法第二百一十一条の規定は、著作権

法の一部を改正する法律（平成三年法律第六十三号）附則第五項又は著作権法及び万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成六年法律第一百十二号）附則第六項の規定によりその頒布又は頒布の目的をもつてする所持について同条の規定を適用しないこととされる商業用レコードを頒布する旨の申出をする行為であつて、この法律の施行後に行われるものについては、適用しない。

(罰則についての経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部改正）

第六條 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律(昭和六十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第三条中「プログラム登録の」を「プログラムの著作物に係る著作権法第七十五条第一項、第七十六条第一項、第七十六条の二第一項又は第七十七条の登録以下「プログラム登録」という。」に改める。

第五條第一項中「第二條第二項又は」を削り、「第七十八條第三項」を「第七十八條第四項」に改め、同條第四項中「第二條第二項」を削り、「第七十八條第一項から第三項まで」を「第七十八條第一項、第三項及び第四項」に、「同法第七十八條第二項」を「同條第三項」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第九条中「第七十八条第二項」を「第七十八条第三項」に改める。

第二十六条及び第二十七条中「第二条第三項若しくは」を削り、「第七十八条第四項」を「第七十八条第五項」に改める。

理由

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、障害者の用に供するために必要な方式による複製、美術の著作物等の譲渡の申出のための複製、送信可能化された情報の検索のための複製、電子計算機による著作物等の利用、著作権者等と連絡することができない場合の著作物等の利用等をより円滑に行えるようにするための措置を講ずるとともに、著作権等を侵害する自動公衆送信をその事実を知りながら受信して行う私的使用を目的とする録音又は録画について著作権者等の許諾を要することとし、あわせて著作権等を侵害する行為により作成された物の頒布の申出を情を知って行う行為を著作権等の侵害行為とみなすこととする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十一年五月八日印刷

平成二十一年五月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C